

平成21年3月18日

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

神鋼電機株式会社
代表取締役社長 安井 強

当社は平成20年10月29日付で、公正取引委員会より、札幌市発注の水処理施設に係る電気設備工事において、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴い、平成21年3月18日、国土交通省関東地方整備局から下記の通り建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関しまして、株主様やお客様をはじめ関係者の皆様方に多大なるご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げてより一層のコンプライアンスの徹底を図り、信頼の回復に努めてまいりますので、皆様方のご理解と、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 営業停止処分の内容

(1) 停止の対象となる営業の範囲

北海道の区域内における電気工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間の工事であって補助金等の交付を受けているもの。

(2) 期間

平成21年4月2日(木)から平成21年4月16日(木)までの15日間

以上